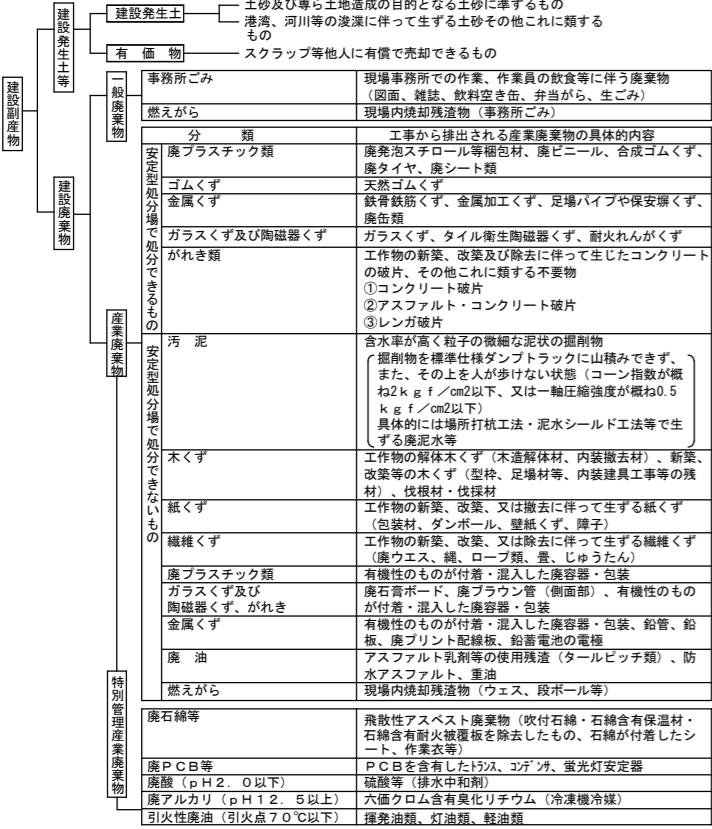


別表1 (各種許可申請及び届出)

許可申請・届出等	提出先	提出者
建築物除却届	県知事(各建築行政窗口)	工事受注者
電灯・電力撤去申込	電力会社	市
自家用電気廃止申込	電力会社	市
ホリ塩化ビニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	(市)環境局産業廃棄物指導課	市
ホリ塩化ビニル廃棄物の保管事業場の変更届出書	(市)環境局産業廃棄物指導課	市
電話機撤去申込	電話会社	市
水道使用中止届	水道局	市
ガス装置撤去申込	ガス会社	市
危険物貯蔵所廃止届	消防署	市
危険物貯蔵取扱届	消防署	工事受注者
圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届	消防署	工事受注者
浄化槽貯留届	各区役所生活環境課	市
道路占用許可申請	道路管理者	工事受注者
特殊車両通行許可申請	道路管理者	工事受注者
道路使用許可申請	警察署	工事受注者
通行禁止道路通行許可申請	警察署	工事受注者
特定建設作業実施届	各区役所生活環境課	工事受注者
労働基準法に関する各種届出	労働基準監督署	工事受注者
労働安全衛生法に関する各種届出	労働基準監督署	工事受注者
フロン類回収業績報告書	(市)監督担当課	工事受注者
建設リサイクル法の通知書等	(市)住宅都市局建築物安全推進課	市

別表2 (建設副産物の具体例)



R07.02.01 現場代理人及び技術者の適正配置に関する記載内容を変更
R07.03.01 快適トイレの設置に関する記載内容を一部修正

III. 現場代理人及び技術者の適正配置について

1. 現場代理人の常駐義務について (該当事項○印)

- 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事であり他の工事への兼任は認められません。

※ 契約額が4,500万円(建築一式工事: 9,000万円)以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事です。

ただし、下記に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとします。

- 請負契約の締結後から現場施工に着手するまでの期間
(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)
- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間
- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている期間

2. 監理技術者等の工事現場における専任及び専任期間について

※ 監理技術者制度運用マニュアル(国交省)による

【最終改正 令和7年1月28日】

3. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者(主任(監理)技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐)については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

- 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日(開札日)以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

4. 専任特例2号の監理技術者(特例監理技術者)の配置について (該当事項○印)

- 本工事は、専任特例2号の監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書第2号による監理技術者)の配置は認められません。
- 本工事は、次の要件に該当する場合、専任特例2号の監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書第2号による監理技術者)を配置することができます。
 - ① 本工事の当初請負金額が3億円未満である場合
 - ② 兼任する工事が、24時間体制での応急処理工事
 - ③ 緊急巡回等が必要な維持工事同士(単価契約含む)でない場合

IV. 施工体制の確認

第1条 施工体制の確認方法

本工事の施工体制の確認は以下の方法により行います。

- 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」と「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。

(施工体制台帳)

施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。

(工事作業所災害防止協議会兼施工体系図)

①施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。

- 工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

- 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。

- 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。

第2条 施工体制の確認に関する点検

(1) 抜き打ち点検

一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。

(2) 檢査時における点検

I 10. その他 (10) で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。

第3条 不備が発覚した場合の措置

- 工事成績評定での減点処置
監督課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。
- 請負代金の支払い
書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。
- 悪質なケース
虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

V. 公共事業労務費調査に対する協力

- 請負契約の締結後から現場施工に着手するまでの期間
(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)
- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している場合
- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている場合
- 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならぬ。
- 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

VI. 設計変更にかかる取り扱い

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。

契約変更の時期について

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅延なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(複数年度にわたる工事にあっては、各会計年度の末、または工期の末)に行なうことができるものとする。

軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

- 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの
- 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なものの
- その他上記に準ずる重要なもの

VII. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書

【適用用】 (適用事項○印)

1. 地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合

1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について

- 工事着手前に地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料(台帳、完成図等)と照合し確認するものとする。特に、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行いうるものとする。
- 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
- 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。

XIII. 建設発生土 指定処分場
本工事の残土は、〇〇〇〇に搬入するものとし、受け入れ条件は下記の通りとする。

(1) 受け入れ場所
住所：〇〇市〇〇区〇〇番地
施設名称：〇〇

(2) 運搬距離
受入地までの運搬距離は、 $L=〇〇km$ とする。
なお、これにより難い場合が生じたときは、監督員の指示によるものとし、
設計変更の対象とする。

XIV. 建設キャリアアップシステム活用工事に関する特記仕様書

1. 建設キャリアアップシステム活用工事について
本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の対象工事である。
実施にあたっては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」
に基づき行うこと。
実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」
を参照すること。
(「福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 >
建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事）

XV. 猛暑による作業不能日数

1. 猛暑による作業不能日数について（該当事項〇印）

・本工事は、猛暑による作業不能日数を〇日間見込んでいる。
なお、気象状況により工期内に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方・福岡・福岡地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

・本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込みず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。

XVI. ウィークリースタンス

本工事は、ウィークリースタンスの対象工事である。
実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領（工事）」に基づき実施するものとする。

XVII. 遠隔臨場

1. 遠隔臨場の対象工事について
本工事は受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。
実施は、「福岡市営繕工事及び地質調査業務委託における遠隔臨場に関する実施要領」による。

2. 実施内容

1) 「監督職員の立会い等」の実施
工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して配信し、「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督職員の立会い等」という。）を実施するものである。実施内容については、受発注者間で調整するものとする。

2) 機器の手配
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWeb会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。
これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものとする。

3) 費用
遠隔臨場実施にかかる費用については、別途とする。

4) 不正行為
遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等は行わないこと。

工事名		
図面名	解体工事特記仕様書（3）	日付 令和
福岡市	局	部